

公共工事における「出来高部分払方式」の本格導入



総合技術政策研究センター 建設システム課長 尾関 信行

1. はじめに

我が国の公共工事の工期中における工事代金の支払方法には、部分払（部分払回数は通常0または1回）と中間前金払の2種類の方法があり、請負者は契約時にどちらかを選択できるが、これまでの工事代金支払は、前払金（国の場合、契約金額の40%以下）と完成払の2回の支払が通例となっており、工期末にまとめて設計変更案件の精算を行うことによる片務性などの問題が指摘されていた。

出来高部分払方式は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、図-1に示すように、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものであり、単価契約で発注する諸外国の公共工事では一般的な支払方式となっている。

国総研では、2002年度より全国的に実施された試行工事のフォローアップ調査を行い、その分析・評価と改善策の立案を行ってきた。その成果は「出来高部分払方式実施要領」の策定などに活用され、出来高部分払方式が2006年度より本格導入されることとなった。

2. 出来高部分払方式の検討および導入について

出来高部分払方式の検討については、2001年3月から試行を開始し、試行実施要領を作成、2002～2003年度の発注工事において試行運用を展開した。2006年3月までに完了した112件の工事についてフォローアップ調査を実施し、その結果、受発注者双方のコスト意識の向上、複数回の検査を実施することによる品質の向上、出来高に応じた支払を行うことによる元請から下請へのキャッシュフローの改善等、当初期待した効果が確認されたことから、出来高部分払方式の本格的な運用に向けた「出来高部分払方式実施要領」（概要は図-2参照）を策定した。

また、出来高部分払方式の実施にあたっては、検査・事務作業量の軽減への取り組みの必要性がフォローアップ調査で指摘されており、その対応として、出来高と認めるのに必要最低限の項目に絞り込んで検査することとした「既済部分検査技術基準(案)」の制定や出来高の取扱の判断に悩む場合の参考資料として、先進的・積極的な運用や工夫の事例に基づく「部分払における出来高取扱方法(案)」を作成した。

これらの成果が、本省より各地方整備局へ通達され、2006年度より出来高部分払方式が本格導入されている。

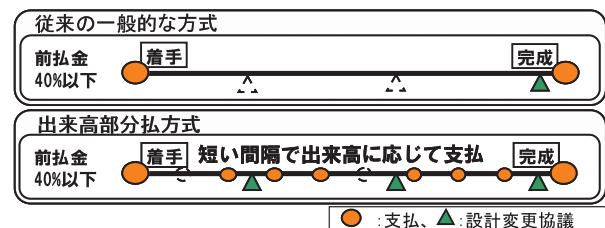


図-1「出来高部分払方式」

「出来高部分払方式 実施要領」の概要

- ① **対象工事** —ポイントのみ要約—
土木工事のうち地方整備局長が認めるもので、工期が180日を超えるものとする。
- ② **部分払の回数**
部分払の上限回数を従来の1回から、3ヶ月に1回程度に増やした。
- ③ **前払金の支払**
前払金の上限は契約金額の40%以内と変わらないが、支払方法を2回（当初20%、残りを2回目）の分割払いとした。
- ④ **下請への支払に関する指導**
下請業者への工事代金を、速やかに現金または短期手形（90日以内）で支払うよう、発注者は請負者を指導する（現場説明書等の指導事項に記載）。
- ⑤ **設計変更協議**
指示・協議の段階で、その都度、契約変更の対象が否かを受発注者双方で確認する。
- ⑥ **既済部分検査**
既済部分検査は、出来高と認めるのに必要最低限の項目に絞り込んで検査することとした「既済部分検査基準(案)」などにより迅速化・効率化を図る。
また、検査職員の任命にあたっては、検査の重複を極力避けるため、出来る限り同一の検査職員を任命する。

図-2 「出来高部分払方式 実施要領」の概要

【参考文献】

国総研総合技術政策研究センター建設システム課ホームページ <http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/index.htm>